

香川県立三木高等学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化、科学等に興味と関心を持つ生徒が、教員等の指導の下、自主的・自発的に行われる活動であり、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養い育てるものである。

本校においては、「香川県部活動ガイドライン【高等学校版】」(平成31年3月 香川県教育委員会)に基づき、香川県立三木高等学校の部活動に係る活動方針を以下のように定める。

1 運営・指導について

- (1)部顧問は、より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、生徒の健康状態や生活・学習状況について留意し、保護者(保証人)の理解や協力を得ながら休養日や活動時間を適切に設定する。
- (2)部顧問は、技術的な指導にかかる内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、部のマネジメント等、様々な面において留意して指導にあたる。
- (3)体罰は、いかなる場合にも絶対に許されない行為である。また、体罰のみならず生徒の人格を否定するような発言や行為も許されないものであり、体罰やハラスメントのない指導を行う。

2 活動時間・休養日等について

1日の活動時間は原則として、平日は3時間程度、学校の休業日は試合等の場合を除いて4時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。また、原則として週当たり1日以上(年間5日以上)の休養日を確保する。

(1) 授業日の活動について

原則として18時30分活動終了、19時00分下校完了とする。なお、大会前等に校長(管理職)が特別に認めた場合、19時00分活動終了、19時30分下校完了とする。その場合、顧問は校長(管理職)に申し出をし、その監督下において活動する。

*顧問が不在の場合、原則として活動を休止する。但し、代替りの職員や同じ活動場所に他の顧問がいる場合に限り、活動を認める。

(2) 定期考査発表中、考査期間中の活動について

原則としてこの期間の活動は休止する。なお、校長(管理職)が特別に認めた場合、1~2時間程度の活動ができるものとする。その場合、顧問は生徒の学習状況を十分に把握した上で、校長(管理職)に申し出をし、その監督下において活動する。

(3) 長期休業中等の活動について

生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設ける。

3 活動計画・実績報告等について

- (1)部顧問は、年間及び月毎の活動計画を作成し校長に提出するとともに、保護者(保証人)にも周知する。
- (2)合宿・遠征等を希望する部は予め計画を立て、学校と経費・日程等の相談をする。
- (3)進路指導部が年度当初に定めている校外模試については、原則として校外模試の受験を優先して活動計画を立てる。なお、校外模試の実施日が大会等と重なる場合は、進路指導部や担任等と事前に協議する。
- (4)ソーシャルメディアを利用して生徒と連絡を取る部は、申請書と承諾書を提出する。

4 安全管理・事故防止について

教職員、生徒ともに学校全体で事故防止に対する意識を高め、健康状態の把握と状況に応じた活動の実施、施設・設備・用具の安全点検と安全管理を徹底するとともに、万一の事故発生時には適切な対応ができるよう、日頃から準備しておく。